

岩美町移住体験拠点施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町移住体験拠点施設整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、空き家を活用した移住体験拠点施設を核に移住者受入体制を整備し実践しようとする取組に対し、当該空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、町外からの移住定住や空き家活用の促進を図ることを目的とする。

(交付金の額)

第3条 町は、第2条に規定する事業の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）について、同表の第2欄に掲げる者に対し、当該補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（ただし、同表に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする）以下とする。

(交付の申請)

第4条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条による申請書に事業計画書及び収支予算書（様式第1号）を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による助成金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付の決定をし、岩美町移住体験拠点施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 規則第10条1項の規定による町長への変更承認申請は様式第3号により変更承認申請書を提出するものとする。

2 前項による申請書に添付する書類は様式第1号を準用するものとする。

3 補助金等交付規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 事業の中止若しくは廃止

(事業実績報告書)

第7条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書は、補助事業の完了日から 30 日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までに事業実績書及び収支決算書（様式第 1 号）を添付して提出するものとする。

（受入額調書）

第 8 条 規則第 20 条第 1 項第 3 号に規定する受入額調書は、様式第 5 号のとおりとする。

（帳簿の整備等）

第 9 条 事業主体は、補助金に係る経費についてその収入を明確にした証拠書類を整備し、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

（補助金の返還）

第 10 条 町長は、補助対象者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 当該補助事業により整備した対象施設を、交付を受けた日から 5 年以内に取り壊し又は売却したとき。
 - (2) 本補助金の交付を受けてから 5 年以内に、対象施設を岩美町移住体験拠点施設として供さなくなったとき。
- 2 前項第 1 号及び第 2 号による補助金の返還額は別表 2 の第 1 欄の経過年数に応じ第 2 欄により算出した金額とする。

（その他）

第 11 条 この要綱及び規則に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

別表 1

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
岩美町移住体験拠点施設整備事業	<p>町内の自治組織及び自治会長が地域活性化に資すると認める次のいずれにも該当する団体(政治活動、宗教活動又は営利を目的として活動する団体を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治組織に加入している住民5名以上で構成された団体であること。 ・規約、会則等を定め、自主的で継続的な活動を行う団体であること。 ・団体の活動等に要する経費の一部が、会費等本補助金以外の財源をもって運営されている団体であること。 	<p>岩美町移住体験拠点施設の整備に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物（岩美町空き家活用情報システムに登録されている物件に限る。同一建物に他の補助金等を使用している物件を除く。）の改修（町内事業者に発注し行うものに限る。） ・居住するために必要な備品（岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号。）第173条第1項に定める備品に限る。）の購入又は修繕 	<p>10分の10</p> <p>ただし、補助限度額は1事業あたり4,000千円</p>

別表 2

1	2
経過年数	算出基礎
1年以内	交付決定額÷1
2年以内	交付決定額÷2
3年以内	交付決定額÷3
4年以内	交付決定額÷4
5年以内	交付決定額÷5